○○土地改良区転用決済金積立金管理規程

　（目的）

第１条　｢地区除外等処理規程｣（以下「処理規程」という。）第○条の規定により決済された決済金を、将来の維持管理に対処するための積立金（以下「積立金」という。）として積み立てを行い、この規程により積立て及び管理に関して、必要な事項を定めるものとする。

（積立金の額）

第２条　毎年度積立金として積み立てる額は、処理規程に基づき徴収した額とする。

（管理）

第３条　積立金は、本土地改良区の指定する金融機関に預託する。

　（積立金の処分）

第４条　積立金は、総（代）会の承認を経て処分するものとする。

２　理事長は、前項の承認後に緊急やむを得ない事由により、承認に係る事項に変更を加える必要が生じたときは、監事会の承認を経て理事会がこれを専決処分することができる。この場合には理事長は、次の総（代）会にこれを報告し、その承認を経なければならない。

（その他）

第５条　この規程に定めるほか、積立金の取り扱いに関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て別に定める。

　　附　則（令和　　年　　月　　日の総（代）会で議決）

　　この規程は、議決の日から施行する。

附　則（令和　　年　　月　　日の総（代）会で議決）

　　この規程の一部改正は、議決の日から施行する。